10月19日（月）~25日（日）は行政相談週間です

行政相談

あなたの毎日の暮らしの中で、国の行政に関して、「どうしたらよいか分らない」「納得できない」「こうしてもらいたい」といったことを感じたことはありませんか。

総務省の「行政相談」は、そのような苦情や意見・要望を解決するとともにこれを基に行政運営の改善につなげていく活動です。

坂町では、「行政相談週間」中に、行政相談所と人権相談所を併せて開催します。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

人権・行政相談所開設

◎と　き　10月22日（木）13時～16時　　◎ところ　町民センター　　◎費　用　無料

近隣との争いごと、いじめ、嫌がらせ、人権を侵害された等の悩みごと、また、国の行政に関して、納得できないことや要望などがあるときは、ご相談ください。人権擁護委員・行政相談委員・司法書士が相談をお受けします。

※行政相談・人権啓発パネル展示のお知らせ
10月20日（火）～23日（金）の間、町民センターにて、制度説明や啓発のパネル展示を行っています。

※行政相談はいつでも受け付けています
【ご相談の内容の例】

- ●道路
- ●生活衛生
- ●年金、医療保険、老人保健、福祉
- ●消費者保護
- ●登記事務
- ●窓口サービス
- ●雇用保険、労災保険
- ●地デジ、電波、通信
- ●交通安全

【坂町の行政相談委員】

吉野（よしの）　恵（めぐむ）氏
（坂東二丁目）
☎（８８５）３１００

平沖（ひらおき）　浩志（こうじ）氏
（小屋浦二丁目）
☎（８８６）８９５９

【中国四国管区行政評価局】☎０５７０－０９０１１０　[行政苦情１１０番]
◎問合せ　役場総務課　☎（820）1500・役場民生課　☎（820）1505

安芸消防署からのお知らせ

住宅用火災警報器を設置された皆様へ！

・取扱説明書をよく読んで、適正な維持管理に努めましょう。
※くん煙型殺虫剤等の使用により誤って警報器を作動させ、困り果てる前に必ず使用上の注意を守りましょう。
・火災警報器の交換時期にも気を付けましょう。

設置がお済みでない方は、早期設置が必要です！

グラッときたら　１．身の安全　２．火の始末

８月の火災件数
１件（年間累計２件）

救急件数
49件（年間累計378件）

無防備な　心に火災が　かくれんぼ

問合せ　安芸消防署坂出張所　☎（885）0100

広島県最低賃金は、平成27年10月１日（木）から、

時間額769円です。

詳細については、広島労働局労働基準部賃金室　☎（221）9244
広島中央労働基準監督署　☎（221）2460
まで、お問い合わせください。

「ベイシティー坂」

入居者募集！

★ベイシティー坂の入居者募集を行います。

住　宅　種　別

一般公営住宅（鉄骨鉄筋コンクリート造14階建）
募集戸数　１戸（303号室：２ＬＤＫ　約70㎡／戸）
家賃限度額　２ＬＤＫ：29,000円／月から59,800円／月（収入階層による。※限度額有）
駐車場使用料　屋根なし：5,100円／月

申込期間及び方法

期間　10月１日（木）から10月９日（金）まで（土・日を除く）
方法　坂町営住宅入居申込書に必要事項を記入し、必要書類（申込みのしおり参照）を添えて申し込んでください。　**※申込当日は必ず印鑑を持参してください。**

受付場所及び受付時間

ところ　役場３階　産業建設課　　**とき**　８時30分から17時30分まで

入　居　資　格

１．同居親族（婚約者を含む）があること。
※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人、又は婚約者のうち仲人等の婚約証明書があるもの。
２．入居者若しくは同居者が坂町出身者（注１）、又は町内に一定期間（現在まで１年以上継続して）住所を有する者若しくは町内に一定期間（現在まで２年以上継続して）勤務地を有する者。
注１　坂町出身者とは原則、坂町に本籍を申込日まで一定期間継続して有する者をいう。ただし、入居申込者若しくは同居者の親又は祖父母のいずれかが申込日まで継続して町内に住所を有している場合には坂町出身者と見なす場合がある。
詳細は、産業建設課にお問い合わせください。
注２　住所を有することとは、坂町の住民基本台帳に記載のあること。
３．日本国籍を有する者
４．税（市町民税、所得税等納付すべきものすべて）を滞納していない者。
５．収入が基準以内の者。
※入居者全員の年額所得の合計が、定められた基準以内であること。詳細ついては、源泉徴収票等収入のわかる関係書類を持って役場産業建設課にご相談ください。
６．入居者もしくは同居しようとする者が暴力団員でないこと。
※入居資格等詳しいことについては産業建設課にお問い合わせください。

選　考　方　法　の　概　略

入居申込者が募集戸数を超える場合には、公開抽選により入居候補者及び補欠入居者を決定します。

入　居　可　能　時　期

別途通知します。

◎入居申込書及び申込みのしおり
入居申込書及びしおりは役場産業建設課、町民センター、坂公民館、横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンター、Ｂ＆Ｇ海洋センターにて配布します。
また、坂町ホームページからもダウンロードできます。

◎問合せ
住宅に関すること　　役場産業建設課　☎(820)1512